

第3章 食育推進の基本的な考え方

第3章 食育推進の基本的な考え方

1. 食育推進の基本的な考え方

食生活は健康の基本であり、私たちの心も身体も「食」の上に成り立っています。未来を担う子どもたちが健全な食生活を実践することは、健康で豊かな人間性を育むための基礎となります。また、子どもへの食育を通して大人が食生活を見直すことも食育の目的のひとつであり、食育は子どもを中心とした全ライフステージの人々に向けたものです。

幼少期からの基礎的な食習慣の確立を図るとともに、地域の農林水産物や暮らしと食文化など「食のつながり」に目を向け、市民一人ひとりが食の大切さへの理解を深めることで、全てのライフステージにおいて健やかで心豊かな生活の実現を目指します。また家庭、教育機関、地域、関係団体、行政等が連携して食育活動の環を広げる取り組みの推進を図ります。

2. 食育推進のめざす姿

第1次計画では周知に重点を置いた施策、第2次計画では市民一人ひとりが各ライフステージに応じた食育に取り組む（実践する）ことに重点を置き、市民をはじめ家庭、地域、学校、保育所等、職場、関係団体、行政などが、それぞれの役割に応じて主体的に活動し、市民運動として連携・共働して食育に取り組むことを推進してきました。

第3次計画においても、市民一人ひとりが「食育」を自分や家族のこととして捉え、日々の食生活を振り返りながら実践することで、生涯を通して健やかで自立した生活を送ることができるよう、ライフステージの特性に合わせた食育活動を引き続き推進します。

こうした観点から、本市の食育推進のめざす姿を下記に示します。

生涯を通して生き生きとした健やかで、心豊かな生活の実現

3. 重点課題

本市の食に関する現状と特徴を踏まえ、食育の推進に関する基本的な方針として、3つの重点課題を設定します。

- ① 生涯にわたるライフステージに応じた食育の推進
- ② 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- ③ 家庭、地域、学校、保育所等の連携によるこどもへの食育の推進

4. 食育推進の基本的施策

ライフステージに応じて食育を推進するため、国の食育基本法の基本的施策に準じ、また第2次計画を踏襲して、市民一人ひとりをはじめ食育に関わる全ての関係者が一体となって取り組む7つの基本的な施策を設定します。

- ① 家庭における食育の推進
- ② 学校、幼稚園、保育所等における食育の推進
- ③ 地域における食生活改善のための取り組みの推進
- ④ 食育推進運動の展開
- ⑤ 生産者と消費者との交流の促進
- ⑥ 食文化伝承のための取り組みの推進
- ⑦ 食の安全性、栄養その他の食生活に関する情報提供